

工事請負契約標準約款

この標準約款は、国立研究開発法人海洋研究開発機構 分任契約担当役 経理部長（以下「甲」という。）と契約相手方（以下「乙」という。）の工事請負契約に適用する。

但し、個別契約書又は請書及び発注書（以下「契約書」という。）に個別に取り決められている場合は、契約書の文言が優先する。

（総則）

第1条 乙は、この標準約款及び契約書に基づき、仕様書及び図面等に従い、工事を施工し、甲は、乙にその代金を支払うものとする。

2 この契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、甲は、この契約を変更することなく契約金額に相当額を加減して支払う。

（仕様書等の解釈）

第2条 工事に関する仕様書等について疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ解決するものとする。

（提出書類）

第3条 乙は、仕様書に定める書類を作成し、指定の期日までに甲に提出して、その承認を受けるものとする。

（官公庁等に対する手続）

第4条 乙は、この契約の履行について、官公庁その他に対して必要な手続を自己の費用で行うものとする。

（債権譲渡の禁止等）

第5条 乙は、甲の承認を受けずに、この契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡若しくは継承せしめ又は担保に供してはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して譲渡する場合にあっては、この限りではない。

（経済情勢等による変更）

第6条 この契約期間中に経済情勢の変動その他異常な事態の発生により、契約金額が著しく不相当であると認められるに至ったときは、甲、乙協議のうえ契約金額を変更することができるものとする。

（仕様の変更）

第7条 甲は、必要があるときは、工事の仕様を変更し、若しくは一時その施工を中止し、

又はこれを打ち切ることができるものとする。この場合、契約金額を変更する必要が生じたときは、乙の入札内訳書（随意契約にあつては、見積書）に記載する価格によりこれを算出するものとし、これにより難いときには、甲、乙協議のうえその金額を変更することができるものとする。

（支給品）

第8条 仕様書に支給品、貸与品又は寄託品（以下「支給品等」という。）の定めがあるときは、乙は、受領書又は預かり証を提出して支給品等を受け取るものとする。

2 乙は、支給品等をこの契約の目的以外に使用してはならない。

3 乙は、支給品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 乙は、故意又は過失によって支給品等を滅失若しくは損傷し、又はその返還が不可能になった場合は、甲の指定する日までに代品を納め若しくは原状に復し又はその損害を賠償しなければならない。

（設備等の調査）

第9条 甲は、必要と認めるときは、乙から原価を明らかにした書類若しくはその業務及び資産の状況に関する報告を徴し、又は職員を派遣して、乙の設備その他契約履行の状況を調査することができるものとする。この場合、乙は、甲又は当該職員の指示に従わなければならない。

（乙の現場代理人）

第10条 乙は、工事の施工について、必要があるときは現場代理人を定め、甲に届出なければならない。

（監督員）

第11条 甲は、工事の施工について、自己に代わって監督又は指示する者を定め、乙に通知するものとする。

2 監督員は、乙の現場代理人、主任技術者、使用人又は労務者についてこの工事の施工、管理につき著しく不相当と認められる者があるときは、その事由を明示して、乙に対し、その交替を求めることができる。

3 その他監督員は、契約条項、仕様書に基づき立会い、指示、審査、確認その他の方法により必要な監督を行うものとする。

4 乙は、監督員の行う業務について協力しなければならない。

（試験及び検査）

第12条 乙は、甲又は甲の命じた職員の立会いのうえ、各種試験又は検査を行うものとする。

（竣工検査）

第 13 条 乙は、工事を竣工したときは、その旨を書面により甲に届け出るものとする。甲は、その届け出を受理した日から 14 日以内に検査を行わなければならない。

2 竣工検査には、乙も立会わなければならない。ただし、乙が立会わないときは甲は単独に検査を執行し、その結果を乙に通告するものとする。

3 検査の実施に直接必要な費用は、乙の負担とする。

4 検査の結果、工事の全部又は一部に不合格が生じたときは、乙は、甲の指定した日までに修補しなければならない。

(引渡)

第 14 条 工事の引渡は、甲が合格と認めたときをもって完了するものとする。

(代金の支払)

第 15 条 甲は、工事の引渡を受けた後、乙の適正な支払請求書を受理した日が属する月の翌月までに代金を支払うものとする。

(支払遅延利息)

第 16 条 甲が、その責に帰すべき事由により前条の期日内に代金を支払わない場合には、甲は、乙に対して期日満了の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未支払金額に対して、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項に定める割合で計算した遅延利息を支払うものとする。

2 甲は前項の規定により計算した遅延利息の金額が 100 円未満であるときは、乙に遅延利息を支払わないものとし、その額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(竣工期限の延期)

第 17 条 乙は、天災地変その他乙の責に帰し難い事由により、所定の期限内に工事を引渡すことができないときは、甲に対してその事由を詳記して、竣工期限の延期を請求することができる。この場合、甲はその請求を相当と認めたときは、これを承認するものとする。

2 前項による場合のほか、乙が竣工期限の延期を願い出た場合において、甲が差しつかえないと認める期限までに工事を竣工する見込があるときは、甲は、竣工期限の延期を承認することができる。

(遅滞金)

第 18 条 本工事の引渡が契約書に定める期限を経過した場合には、甲は、前条第 1 項による場合を除いて期限の翌日から起算して引渡当日まで遅滞 1 日につき引渡未済部分に相当する契約金額に対して、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項に定める割合で計算した額を遅滞金として徴収する。

2 前項の遅滞金の金額が 100 円未満であるときは、これを徴収しないものとし、そ

の額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(甲の解除権)

第 19 条 甲は、次の各号に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく契約書に定める竣工期限又は第 17 条により承認された期限内に引渡を完了する見込がないと甲が認めた場合。
- (2) 乙が甲の行う検査を妨げ、又は妨げようとした場合。
- (3) 前 2 号のほか乙がこの契約条項に違反したと甲が認めた場合。
- (4) 乙が解約を申し出た場合。(第 20 条に基づく場合を除く。)
- (5) 乙が破産手続開始決定を受け、工事を竣工する見込がないと甲が認めた場合。
- (6) 天災地変その他乙の責に帰し難い事由により、工事を竣工する見込がないと甲が認めた場合。
- (7) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(乙の解除権)

第 20 条 乙は、次の各号に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 第7条による仕様の変更のため、契約金額が3分の1以上減少した場合。
- (2) 第7条による工事中止の期間が契約期間の2分の1以上に達した場合。

(違約金)

第21条 乙は、第19条第1号から第5号により契約を解除された場合は、解除部分に相当する代価の100分の10の額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第22条 本契約に関し、乙（共同企業体にあつては、その構成員）が次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、請負代金額（本契約締結後、請負代金額の変更があつた場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下、「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 乙（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第 23 条 乙が前条の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(損害賠償金)

第 24 条 甲は、第 19 条第 1 号から第 5 号により契約を解除したことにより損害が生じたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として、乙に請求することができるものとする。

- 2 乙は、第 19 条又は第 20 条により契約を解除したことにより損害が生じたときは、甲、乙協議して定める金額を損害賠償金として、甲に請求することができるものとする。

(支払金額の相殺)

第 25 条 この契約により甲が乙から徴収する金額がある場合には、甲が乙に支払う金額と相殺することができる。

(出来形受領)

第 26 条 第 19 条又は第 20 条の規定により契約を解除した場合において、甲は、必要があるときは工事の既済部分について、入札内訳書（随意契約にあつては、見積書）に記載する価格により算出した金額又はこれにより難いときには、甲、乙協議して定めた金額を乙に支払い工事の既済部分を取得することができる。

(危険負担)

第 27 条 第 14 条に定める引渡の完了以前に生じた損害は、甲の責に帰する事由による場合を除きすべて乙が負担するものとする。

(業務履行中の損害)

第 28 条 乙は、工事施工に当たって乙の責による事由により施設、備品等の滅失、損傷その他甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 前項に規定する場合のほか、工事施工により第三者に損害を与えたときは、すべて乙がその責に任じなければならない。
- 3 乙は、前 2 項に規定する事故が生じたときは、直ちにその旨を甲に報告しなければならない。

(業務上の負傷)

第 29 条 乙の使用人又は労務者に業務上負傷その他の事故が発生した場合は、その理由の

いかんを問わず、甲は、その責に任じない。

(委任又は下請けの禁止)

第 30 条 乙は、業務の全部若しくはその主たる部分を第三者に委任、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、主たる業務以外の業務を第三者に委任、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

(瑕疵担保)

第 31 条 工事の引渡を受けた日から 1 年以内の間に工事に瑕疵が発見されたときは、乙は、甲の指定する日までにこれを修補し、又はその瑕疵によって生じた工事目的物の滅失若しくは損傷に対して損害を賠償するものとする。

(秘密の保持)

第 32 条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし又は利用してはならない。

(個人情報の取扱い)

第 33 条 本件業務に係る個人情報取り扱いに関しては、「個人情報の取扱いに関する特約条項」に定めるところに従うものとする。

(契約に関する紛争の解決)

第 34 条 この契約について、甲、乙間に紛争を生じたときは、両者の協議により決定した者に裁定を依頼しその裁定により処理するものとする。

(契約外の事項)

第 35 条 この標準約款及び契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙協議のうえ、別途定めるものとする。

個人情報の取扱いに関する特約条項

一般条項第 33 条に規定する個人情報の取り扱いに関する特約条項を次のとおり定める。

(個人情報の内容)

第 1 条 甲は乙に対し、甲の保有個人情報(独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律(平成 15 年法律第 59 号)第 2 条第 3 項に規定するものをいう。以下同じ。)の取扱いに係る業務を委託する場合、当該保有個人情報を特定し、個人情報である旨を明示しなければならない。

(目的外利用の禁止)

第 2 条 乙は、第 1 条に基づき甲よりその取扱いに係る業務の委託を受けた保有個人情報(以下、「本件個人情報」という。)について、本契約の目的の範囲内でのみ使用する。

(利用の制限)

第 3 条 乙は本件個人情報を第三者に提供・開示・漏洩してはならない。ただし、法令の定めに基づき、または権限のある官公庁等から要求があった場合はこの限りではない。

(安全管理措置)

第 4 条 乙は本件個人情報の管理に必要な措置を講ずるものとし、責任者等の管理体制・個人情報の管理状況について書面で甲に通知するものとする。

2 その他必要な措置の細目について乙は甲に事前に承認を得るものとする。

(秘密保持)

第 5 条 乙は契約の業務履行上知り得た保有個人情報を本契約期間中及び本契約終了後も第三者に提供もしくは漏洩してはならない。但し、公知公用となる情報については適用の対象外とする。

(再委託制限)

第 6 条 第 1 条にかかわらず、乙は本件個人情報を再委託してはならない。ただし、再委託につき、書面による甲の事前の承諾を得た場合はこの限りではない。また、乙が本件個人情報の取扱いに係る業務を再委託しようとする場合、乙は再委託先に本契約と同等の義務を課した契約を締結するものとし、乙が当該義務に違反した場合、これを乙の契約違反とみなすものとする。

2 前項の規定は、再委託先が再再委託を行う場合以降も適用する。

(複製の制限)

第7条 乙は本件個人情報を本件業務遂行以外の目的で、保管、加工、利用、複写又は複製をしてはならない。

(監査)

第8条 甲は、必要と認めるときは、乙に対し本件個人情報の取扱状況につき監査を行うことができる。その結果、不適正な取扱があると判断した場合、甲は乙に対し改善要求することができ、乙はこれに従わなければならない。

(漏洩時の対応)

第9条 乙は本件個人情報の漏洩事故が発生した場合又は発生したおそれがある場合は、直ちに甲に報告するとともに、その指示に従わなければならない。このとき、甲及び乙は、事故の拡大または再発を防止するために合理的に必要と認められる措置を講じなければならない。

(業務終了時の処置)

第10条 乙は本件個人情報について、本契約が終了した時点で甲の指示により返却または廃棄するものとする。返却または廃棄の処置結果は書面にして甲へ提出するものとする。

(違反の場合の処置)

第11条 乙がその責に帰すべき事由によって、漏洩等の事故が発生し、甲に損害が生じた場合、又は重大な損害を与える恐れがあるときには、原契約に従って本個別契約の一部又は全部を解除することが出来るものとし、乙は甲に対してその損害を賠償しなければならない。

以 上